

連絡先：自動車局審査・リコール課リコール監理室

TEL 03-5253-8111 内線 42354

アドレス：http://www.mlit.go.jp

リコール届出一覧表

リコール届出日：平成30年4月13日

リコール届出番号	4242	リコール開始日	平成30年4月13日
届出者の氏名又は名称	マツダ株式会社 代表取締役社長 小飼 雅道 問い合わせ先：マツダ（株）コールセンター TEL 0120-386-919		
不具合の部位（部品名）	① 原動機（バキュームポンプ） ② 原動機（ターボチャージャ） ③ 潤滑装置（オイルフィルター）		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	① ディーゼルエンジン車のバキュームポンプにおいて、ポンプ軸の耐摩耗性が不十分のため、エンジン内部で発生する金属粉により当該軸が摩耗することがある。そのため、そのまま使用を続けると軸の摩耗が進み、負圧生成能力が低下し、エンジン低回転時にブレーキペダルを短時間に複数回踏むと、一時的にブレーキアシスト力が低下するおそれがある。 ② ディーゼルエンジン車のターボチャージャにおいて、これまでに実施した点検等の措置が不適切なため、エンジン内部で発生する金属粉で当該ターボチャージャの軸が摩耗することがある。そのため、そのまま使用を続けると軸の摩耗が進み、加速力の低下及び異音が発生し、最悪の場合、軸が折れて排気経路が閉塞し、エンジンが停止するおそれがある。 ③ ディーゼルエンジン車用のオイルフィルターの使用において、使用者への周知が十分行われていないため、リリーフバルブの開弁圧が不適切なオイルフィルターを使用した場合、エンジン内部で発生する金属粉が十分に捕捉されないことがある。そのため、①及び②の不具合が発生するおそれがある。		
改善措置の内容	① 全車両、バキュームポンプを対策品に交換する。 ② 全車両、ターボチャージャを点検し、異常なものは新品に交換する。 ③ 全車両、オイルフィルターを点検し、不適切なものは対策品に交換する。また、使用者に注意喚起するとともに、エンジンフードに純正外のオイルフィルターを使用しない旨の注意ラベルを貼り付ける。		
不具合件数	① 191件 ② 142件 ③ 15件	事故の有無	無
発見の動機	市場からの情報による。		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	・使用者：電話、ダイレクトメール等で通知する。 ・自動車分解整備事業者：日整連発行の機関誌に掲載する。 ・改善実施済車には、運転席側ドア開口部のドアストライカー付近にNo. 4242のステッカーを貼付する。		

車名	型式	通称名	改善対策対象車の車台番号の範囲及び製作期間	改善対策対象車の台数	備考
マツダ	LDA-KE2AW	「CX-5」	KE2AW-100017～KE2AW-121613 平成24年2月17日～平成25年9月18日	21,549	① 21,549 ② 21,549 ③ 709
	LDA-KE2FW		KE2FW-100009～KE2FW-126387 平成24年2月13日～平成25年9月17日	26,369	① 26,369 ② 26,369 ③ 636
	LDA-GJ2FP	「アテンザ」	GJ2FP-100014～GJ2FP-107523 平成24年10月22日～平成25年9月18日	7,510	① 7,510 ② 7,510 ③ 108
	LDA-GJ2FW		GJ2FW-100012～GJ2FW-108030 平成24年10月17日～平成25年9月27日	7,780	① 7,780 ② 7,780 ③ 108
	(計4型式)	(計2車種)	(製作期間の全体の範囲) 平成24年2月13日～平成25年9月27日	(計63,208台)	① 63,208 ② 63,208 ③ 1,561

備考：

- ① 本届出は、平成26年12月4日付け届出番号「453」の改善対策の対策内容が不十分であり、同様の不具合が発生するおそれがあることが判明したため、リコールを実施するものである。
- ② 本届出は、平成26年12月4日付け届出番号「453」の改善対策の点検が不十分であり、不具合が発生するおそれがあることが判明したため、リコールを実施するものである。
- ③ 本届出は、平成26年12月4日付け届出番号「453」の改善対策の対象車に含まれていない車両があることが判明したため、リコールを実施するものである。

【注意事項】

リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。